
社会福祉法人四季の里

次世代育成推進法に基づく 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2023年1月1日～2025年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：2025年3月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり
平均年間6日以上とする。

3. 対策

- 2023年3月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 2023年4月～ 法人内での検討開始
- 2023年6月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 2024年4月～ 有給休暇取得状況の取りまとめや見える化による取得促進のための取組の開始

2025年1月1日